令和6年3月農業委員会総会会議録

令和6年3月25日午後3時00分、令和6年3月農業委員会総会を弘前市りんご公園「りんごの家」に招集する。

出席委員 25名

1番	金田	公隆	委員	2番	藤田	善明	委員	3番	岩谷	裕子	委員
4番	佐藤	修司	委員	5番	川村	陽彦	委員	6番	須藤	秀人	委員
7番	種澤	達也	委員	8番	町田	高司	委員	9番	石岡	千鶴子	委員
10番	三上	浩太	委員	11番	小林	政貴	委員	12番	小田村	铜 明	委員
13番	石岡	人志	委員	14番	福士	章逸	委員	15番	小嶋	勇成	委員
16番	木村	芳文	委員	17番	平井	秀樹	委員	18番	成田	繁則	委員
19番	佐藤	剛郎	委員	20番	大湯	茂八郎	委員	21 番	戸澤	幸彦	委員
23番	田村	眞裕美	委員	24 番	成田	毅	委員	25 番	兠森	弘義	委員
96 来	まり 田	鳫去	禾昌								

26番 前田 優考 委員

欠席委員 1名

22番 髙橋 貴志 委員

出席事務局 9名

事務局長	吉田	秀樹	事務局次長	佐藤	祝幸
事務局次長補佐	伊藤	靖記	事務局主幹兼総務係長	髙木	一誠
事務局主幹兼農地利用促進係長	藤田	智恵子	事務局農地調整係長	曽根	奈美子
事務局岩木分室主幹	浅利	敏江	事務局相馬分室総括主査	野呂	貴宏
車数巨子車	十海	7 ^{tt}			

事務局主事 大浦 空

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議事

議案第 12 号	「令和6年度 最適化活動の目標の設定等」について
議案第 13 号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第 14 号	農用地利用集積計画の決定について
議案第 15 号	農用地利用集積計画策定の要請について
議案第 16 号	農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について

報告第 8 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について 報告第 9 号 農地の賃貸借合意解約通知書の受理について 報告第 10 号 農地中間管理権の解除について

ただいまから令和6年3月農業委員会総会を開いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会 長

【挨拶及び諸般の報告(省略)】

事務局次長

それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市 農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっております ので、成田会長よろしくお願いいたします。

議長

議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。欠席者の通告があります。議席番号 22 番髙橋貴志委員の1名であります。ただいまの出席者数は 25 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

次第の3、議事録署名者を私から指名いたします。13番石岡人志委員、14番福士章逸委員、15番小嶋勇成委員、以上3委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の大浦空主事を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の4、議事に入ります。議案第12号を議題といたします。議案第12号は、「令和6年度最適化活動の目標の設定等」についてであります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

それでは、1ページをお開き願います。議案第12号は、「令和6年度最適化活動の目標の設定等」についてであります。令和4年2月2日付け農林水産省経営局長通知であります「農業委員会による最適化活動の推進等について」第1の2により、最適化活動の目標の設定等について、本会の決定を求めるものであります。本件は、農地等の利用の最適化の活動や事務を適正に実施するために、毎年度作成するものであり、3月13日に開催された農地集積推進委員会並びに担い手育成委員会において、内容を検討いただいております。2ページをお開きください。2ページは、農業委員会の状況で「農業委員会の現在の体制」と「農家・農地等の概要」について記載しております。3ページ及び4ページの前段は、成果目標を項目ごとに記載しておりますので各項目ごとに申し上げます。まず、3ページの「Ⅱ最適化活動の目標」の「1の最適化活動の成果目標」の「(1)農地の集積の②の目標」では、令和4年度に作成した、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に合わせ、農地の集積の目標年度を令和13年度、集積率を80%とし、今年度の新規集積面積を185ha、今年度末の集積累計面積を9,105ha、集積率は66.8%としております。次に、「(2)遊休農地の解消の②の目標」では、「アの既存遊休農地の解消」、

「a 緑区分の遊休農地の解消」は「令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積」が63.9haであることから、これを5年間で解消するための目標面積として12.8haとしております。また、「b 黄区分の遊休農地の解消」は「令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地面積」が令和4年度に減少していることから、減少後の令和4年度の黄区分の遊休農地面積297.4haであり、解消のための行程表の策定方針を記載しております。更に、「イの新規発生遊休農地の解消目標面積」は、「活動年度の前年度の利用状況調査により新たに判明した緑区分の遊休農地については、その翌年度に全ての解消を目標として設定するもの」であることから、令和5年度に新規発生した緑区分の面積、26.4haとしております。次に4ページの「(3)新規参入の促進」の②目標では、「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」を「目標を設定する時点で農業委員会が把握している過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を設定するもの」であることから、直近3年である、令和2年度から令和4年度の権利移動面積の平均の一割以上である、46.8haとしております。続いて、4ページ中段

「2 の最適化活動の活動目標」ですが、「農業委員、推進委員が最適化活動を行う日数目標」の「1 人当たりの活動日数」は「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」との整合から、月 10 日とし、「(2)活動強化月間の設定目標」を 3 項目の 4 月としております。また、「(3)新規参入相談会への参加目標」の「新規参入相談会への参加回数」を今年度同様に 1 回としております。以上であります。

議長

農地集積推進委員会、担い手育成委員会より補足説明ありませんか。

(な し)

議長

それでは、議案第12号について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議長

議案第12号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議ないものと認め、議案第12号「令和6年度最適化活動の目標の設定等」は、 原案のとおり決定いたします。

次に、議案第 13 号を議題といたします。議案第 13 号は「農地の所有権の移転 及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

5ページをお開き願います。議案第13号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田5件9,047㎡、畑27件117,428㎡、合計32件126,475㎡であります。また、使用収益権関係では、田30件167,749.8㎡、畑11件60,099㎡、合計41件227,848.8㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議長

事前調査会の報告をお願いします。

調查委員長

本日の、総会に提案されている議案について、去る3月12日、事前調査会を開 催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、川村陽彦 副委員長、金田公隆委員、藤田善明委員、岩谷裕子委員それに私、木村であります。 まず、3条許可申請に係る、新規の農地取得について、利用調整によるものを除い て、報告をいたします。8ページをお開きください。所有権関係、受付番号208番 について申し上げます。譲受人は、実家が農家であり、2年程前から、農地を引き 継いだ兄とともに、りんごの一連の農作業に携わっておりましたが、今後、自身で 農業経営したいと思うようになり、本申請に至ったと申し述べておりました。今後 は兄の指導の下、りんごを栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないと判 断しました。9ページをお開きください。所有権関係、受付番号 212 番について申 し上げます。譲受人は、これまでも、申請地で母とともに自家消費用の野菜を栽培 しておりましたが、主たる耕作者である母が高齢になったため、所有する農地を引 き継ぐことを決め、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も同様にして、 野菜を栽培するとのことから、取得面積全てを効率的に耕作できるものと判断し ました。10ページをお開きください。所有権関係、受付番号214番について申し 上げます。譲受人は、18 年前に主たる耕作者であった父が亡くなって以降、自ら が主体となり、申請地で水稲の農作業に携わっておりましたが、所有者である母が

調査委員長

高齢になったため、農地を引き継ぐことを決め、本申請に至ったと申し述べており ました。今後も同様にして水稲を栽培するとのことから技術力等、特に問題はない と判断しました。所有権関係、受付番号215番について申し上げます。譲受人は、 実家が農家であり、両親とともに、りんごや野菜の一連の農作業に携わっておりま したが、主たる耕作者である母が高齢になったため、農地を引き継ぐことを決め、 本申請に至ったと申し述べておりました。今後も母とともに、野菜を栽培するとの ことから、取得面積全てを効率的に耕作できるものと判断しました。14 ページを お開きください。所有権関係、受付番号227番について申し上げます。譲受人は、 5年程前から、兄の所有する農地で、りんご、シャインマスカット、野菜等の一連 の農作業に携わっておりましたが、今後、自身で農業経営したいと思うようにな り、今回、農地の流動化情報を活用し農地を譲り受ける見通しがたったため、本申 請に至ったと申し述べておりました。今後は兄の指導の下、シャインマスカットを 栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。18 ページを お開きください。所有権関係、受付番号235番について申し上げます。譲受人であ る法人の代表は、20歳の頃からりんごと水稲の一連の農作業に携わりながら、り んごの生産指導にもあたっておりました。その後、転職先で流通と販売を学ぶなか で、りんごの産地維持と、新規就農者の支援を図りたいと思うようになり、法人を 設立し、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も同様にして、りんごを栽 培するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。22 ページをお 開きください。使用収益権関係、受付番号 226 番について申し上げます。借受人 は、3年程前から、義理の兄が所有する農地で、りんごの一連の農作業に携わって おりましたが、今後、自身で農業経営したいと思うようになり、兄の協力を受け、 本申請に至ったと申し述べておりました。今後は兄の指導の下、りんごを栽培する とのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。23 ページをお開きく ださい。使用収益権関係、受付番号227番について申し上げます。借受人は、20年 以上前から、祖母の所有する農地で、野菜の農作業の手伝いをしておりましたが、 主たる耕作者である祖母が高齢になったため、農地を引き継ぐことを決め、本申請 に至ったと申し述べておりました。今後は、きゅうりやトマト等、自家消費用の野 菜を栽培するとのことから、取得面積全てを効率的に耕作できるものと判断しま した。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のと おり、農地法第3条第2項各号について、いずれも該当しないと認められました。 また、農地法第2条第3項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申 請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議長

現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

(な し)

石岡人志委員

〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉

(石岡人志委員退席)

議長

「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に30ページから31ページ、使用収益権関係、受付番号244番から246番について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議長

使用収益権関係、受付番号 244 番から 246 番は、委員会報告のとおり決定する ことに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議ないものと認め、議案第 13 号のうち、使用収益権関係、受付番号 244 番から 246 番については、許可することに決定いたします。石岡委員の着席をお願いします。

(石岡人志委員着席)

戸澤幸彦委員

<議事参与の制限に該当する旨の申出あり>

(戸澤幸彦委員退席)

議長

「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 32 ページから 35 ページ、使用収益権関係、受付番号 248 番から 253 番について御審議願います。 御質問等ございませんか。

(な し)

議長

使用収益権関係、受付番号 248 番から 253 番は、委員会報告のとおり決定する ことに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議ないものと認め、議案第 13 号のうち、使用収益権関係、受付番号 248 番から 253 番については、許可することに決定いたします。戸澤委員の着席をお願いします。

(戸澤幸彦委員着席)

議長

それでは、使用収益権関係、受付番号 244 番から 246 番、及び、248 番から 253 番を除く申請について、御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議長

使用収益権関係、受付番号 244 番から 246 番及び、248 番から 253 番を除く申請 については、委員会報告のとおり決定して、御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議ないものと認め、議案第13号のうち、使用収益権関係、受付番号244番から246番、及び、248番から253番を除く申請については、許可することに決定いたします。

次に、議案第 14 号を議題といたします。議案第 14 号は「農用地利用集積計画 の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

37 ページをお開き願います。議案第 14 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づき農用地の利用権設定等促進事業等に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 7 件 35,488㎡、畑 13 件 50,179㎡、合計 20 件 85,667㎡であります。また、使用収益権関係が、田 3 件 27,733㎡であります。このうち、農地中間管理事業に関するものは、田 2 件 17,513㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議長

事前調査会の報告をお願いします。

られました。以上、報告いたします。

調査副委員長

本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用 権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、 それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認め られること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについ て、要件を満たしておりました。42 ページをお開きください。所有権関係、受付 番号 122 番の譲受人は、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録はあ りませんが、借入地の所有権を取得することから、農地移動適正化あっせん譲受け 等候補者名簿の登録を要しないものであります。45 ページをお開きください。使 用収益権関係、受付番号39番及び47ページ、受付番号41番については、事業要 件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第2条第3項で定める、農地所 有適格法人の要件を満たしておりました。46 ページをお開きください。使用収益 権関係、受付番号40番及び47ページ、受付番号41番については、農地中間管理 事業の実施に関して、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 10 条の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うこと で担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整 った計画案となります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その 内容が、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の、基本構想に適合する などの、各要件を満たしており、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律

議長

それでは、議案第 14 号の計画案についてご審議願います。御質問等ございませんか。

附則第5条第1項により、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考え

(な し)

議長

議案第14号の計画案については、委員会報告のとおり決定することに、御異議 ございませんか。

(異議なし)

議長

異議ないものと認め、議案第 14 号の計画案については、委員会報告のとおり決 定いたします。

次に、議案第 15 号を議題といたします。議案第 15 号は「農用地利用集積計画 策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

49 ページをお開き願います。議案第 15 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 2 項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 6 件 19,163 ㎡、畑 9 件 48,402 ㎡、合計 15 件 67,565 ㎡であります。また、使用収益権関係が、田 2 件 5,918 ㎡、畑 5 件 30,613 ㎡、合計 7 件 36,531 ㎡であります。このうち、農地中間管理事業に関するものは、田 1 件 2,542 ㎡、畑 4 件、28,803 ㎡であります。今回提出されました 22 件につきましては、所有者等からの申出により、地区を担当若しくは所有者から指名を受けた農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にかかげる各要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買 15 件、貸借 7 件が整ったものであります。また、使用収益権関係、受付番号 27 番から受付番号 31 番については、農

地中間管理事業の実施に関して、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第10条の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。なお、60ページ使用収益権関係、受付番号31番については、一般法人による賃借権の設定でありますが、計画策定の要件である改正前の農鵝業経営基盤強化促進法第18条第3項3号の要件を満たすものであります。54ページをお開きください。所有権関係、受付番号158番から56ページ受付番号162番及び59ページ使用収益権関係、受付番号30番ついては、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第2条第3項で定める、農地所有適格法人の要件を満たすものであります。以上であります。

議長

利用調整をした委員から補足説明ありませんか。

(な し)

種濹達也委員

<議事参与の制限に該当する旨の申出あり>

(種澤達也委員退席)

議長

「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 57 ページ使用 収益権関係、受付番号 25 番について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議長

議案第 15 号のうち、使用収益権関係、受付番号 25 番について、原案のとおり 決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議がないものと認め、議案第 15 号のうち、使用収益権関係、受付番号 25 番については、原案のとおり要請することに決定いたします。種澤達也委員の着席をお願いします。

(種澤達也委員着席)

議長

それでは、議案第 15 号のうち、使用収益権関係、受付番号 25 番を除く計画案 について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議長

議案第15号のうち、使用収益権関係、受付番号25番を除く計画案については、 原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議がないものと認め、議案第 15 号のうち、使用収益権関係、受付番号 25 番を除く計画案については、原案のとおり要請することに決定いたします。

次に、議案第 16 号を議題といたします。議案第 16 号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

61ページをお開き願います。議案第16号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関す

る法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを、農地中間管理機構に要請することについて本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、田 1 件 3,875 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議長

事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長

63 ページをお開きください。本議案につきましては、既に農地中間管理権が設定されている農地について、農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農業支援センターから新たな担い手に貸し付けられるものであり、令和 5 年 4 月の法改正を受けて従前の農用地利用配分計画に代わる農用地利用集積等促進計画を定めて権利を設定するものであります。内容につきましては、議案書記載のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号の要件を満たす受け手に貸し付けられるものであります。また、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしており、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に要請すべきと考えられました。以上、報告いたします。

戸澤幸彦委員

<議事参与の制限に該当する旨の申出あり>

(戸澤幸彦委員退席)

議長

それでは、議案第16号について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議長

議案第 16 号については、委員会報告のとおり要請することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議ないものと認め、議案第 16 号については、原案のとおり要請することに決 定いたします。戸澤幸彦委員の着席をお願いします。

(戸澤幸彦委員着席)

議長

次に、報告第8号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長

65 ページをお開き願います。報告第8号は、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田6件80,600㎡、畑26件323,474.57㎡、合計32件404,074.57㎡であります。なお、届出理由につきましては、67ページから72ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議長

報告第8号について、御質問等ございませんか。

(な し)

議長

次に、報告第9号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長

73ページをお開き願います。報告第9号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田17件80,031㎡、畑3件24,570㎡、合計20件104,601㎡であります。なお、解約理由につきましては、75ページから77ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議長

報告第9号について、御質問等ございませんか。

(な し)

議長

次に、報告第 10 号「農地中間管理権の解除について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長

79 ページをお開き願います。報告第 10 号は、「農地中間管理権の解除について」であります。農地中間管理機構が取得する農地中間管理権について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 20 条の規定により、青森県知事の承認を受けて解除した旨、公益社団法人あおもり農業支援センターより通知があったので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、畑 1 件 1,665 ㎡であります。なお、解除理由につきましては、81 ページの解除理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議長

報告第10号について、御質問等ございませんか。

(な し)

議長

これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

[閉会時刻:16時15分]